

憲法改正国民投票法制大綱

2005年10月



1. 憲法改正案の発議に係る議事手続に関する 法律案（国会法の一部を改正する法律案等）大綱

第一 憲法改正案の原案の発案等

一 議員による発案

- 1 憲法改正案の原案を発案することができる者は、衆議院議員又は参議院議員（各議院の委員会による提出の場合の委員長を含む。）に限るものとする。
- 2 1の衆議院議員又は参議院議員による憲法改正原案の発案に当たっては、衆議院においては議員〇人以上、参議院においては議員〇人以上の賛成を要すること。ただし、委員会提出の場合はこの限りでないものとする。

二 国民による提案

国民による憲法改正に係る請願であって憲法調査委員会において採択されたものの紹介をした議員は、当該請願の趣旨を踏まえた憲法改正の原案を作成し、これを発案するものとする。

第二 憲法改正案の原案の審査手続（議事手続の特則）等

一 憲法調査委員会

- 1 各議院に、特別の常設機関として、憲法調査委員会を設置すること。
- 2 憲法調査委員会の所管は、次のとおりとすること。
 - イ 憲法改正案の原案の審査及び起草
 - ロ 憲法改正及び国政問題に係る国民投票に関する法律、皇室典範その他基本的な憲法附属法規に関する事項
 - ハ 日本国憲法の広範かつ総合的な調査
- 3 憲法問題に係る法制上の補佐その他憲法調査委員会の事務を一体的に処理させるため、事務局を置くものとする。

二 憲法調査委員会における審査

- 1 憲法調査委員会における憲法改正案の原案の審査については、その重要性にかんがみ、①憲法調査委員会は、原則公開とすること、②公聴会の開催の義務づけや中間報告制度の不適用等慎重な審査手続を踏むものとする、③会期中・閉会中を問わずに開会できるものとする等とすること。
- 2 憲法調査委員会における憲法改正案の原案の可決には、三分の二以上の賛成を要するものとする。

三 その他憲法調査委員会の議事等に関する特別の定め

この法律に定めるもののほか、各議院の憲法調査委員会の議事その他運営等に関しては、各議院の議決で、特別の定めをすることができるものとする。

四 憲法改正案の原案に係る両院関係

- 1 両議院の憲法調査委員会は、憲法改正案の原案の審査又は起草のための調査を行うため、合同調査委員会を開くことができるものとする。
- 2 1の合同調査委員会は、小委員会を設けることができるものとする。
- 3 憲法改正案について両院の意思が異なった場合には、上記1の合同調査委員会をもって、両院間の協議の場とするものとする。

第三 憲法改正案の発議及び国民に対する周知等

一 憲法改正案の発議及び提案

- 1 憲法改正案の発議に係る各議院の議決は、各議院の法定議員数の三分の二以上の賛成をもって行うものとする。
- 2 憲法改正案は、国民がこれに対する賛否を適切に判断することができるものとなるよう、内容的なまとまりごとに、それぞれ一の議案として議決するものとする。
- 3 憲法改正案について国会の最後の可決があった場合には、その可決をもって、国会が日本国憲法第九十六条第一項の規定による憲法改正案の発議をし、かつ、同項の承認を求めるために国民に提案したものとする。

二 投票期日の議決

一の憲法改正案の発議があったときは、国会は、両議院の議決により、発議の日から起算して六十日以後百八十日以内において、国民投票の期日を定めなければならないものとする。

三 憲法改正案と国民投票期日の公示等

- 1 二の国民投票の期日の議決がなされたときは、両議院の議長は、直ちに、憲法改正案の発議があった旨、憲法改正案及びその要旨並びに国民投票の期日を公示するものとする。
- 2 両議院の議長は、1の公示をしたときは、直ちにその旨を内閣に通知しなければならないものとする。

第四 その他

一 施行期日

この法律は、 から施行すること。

二 憲法調査会の廃止

憲法調査会は、廃止するものとする。

(参考) 憲法改正の方式

憲法改正の方式は、いわゆる「増補（加憲）方式」ではなく、通例の法令改正の方式である「書換改訂（溶け込み）方式」によるものとする。

(参考) 日本国憲法の改正手続（日本国憲法第96条）

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



2. 憲法改正及び国政問題に係る国民投票法案大綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、日本国憲法の改正についての国民の承認の投票（以下「憲法改正国民投票」という。）及び国政における重要な問題についての国民投票（以下「国政問題国民投票」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

二 国民投票の投票権

憲法改正国民投票及び国政問題国民投票（以下単に「国民投票」という。）の投票権を有する者は、十八歳以上の日本国民とすること。ただし、両議院の議決により、年齢要件を下げるができるものとする。

三 国民投票委員会

- 1 国会に、国民投票委員会を設置するものとする。
- 2 国民投票委員会の委員は、衆議院議員六人及び参議院議員六人からなるものとする。憲法改正国民投票の場合には、国民投票に付する憲法改正案の発議に係る議決において反対の表決を行った議員があるときは、各議院において二人を超えない範囲内において、これらの議員のうちから、委員を選出しなければならないものとする。
- 3 国民投票委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決するものとする。
- 4 国民投票委員会は、国民投票公報の作成、憲法改正案の要旨及びこれを平易に解説した資料の作成、国民投票タウンミーティングの開催その他の国民投票に関する周知及び啓発に関する活動を行うものとする。

四 中央選挙管理会等

- 1 国民投票の期日、方法その他の国民投票の実施に関する事項の投票人に対する周知は、中央選挙管理会並びに都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行うものとする。
- 2 国民投票の実施に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。
- 3 警察官及び検察官は、この法律の取締りに関する規定を執行するものとする。
- 4 国の行政機関及び地方公共団体の執行機関は、憲法改正案の内容について、意見又は論評を発表してはならないものとする。

五 投票人の名簿

- 1 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならないものとする。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、国会が公示した国民投票の期日において十八歳以上（年齢要件が下げられた場合（上記二参照）には、当該年齢以上。3において同じ。）となる住民を投票人名簿に登録するものとする。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を最終住所地（国内に最終住所地がない日本国民については、本籍地）とし、国会が公示した国民投票の期日において十八歳以上となる在外の日本国民を在外投票人名簿に登録するものとする。

第二 投票及び開票

一 一人一票

国民投票は、一人一票に限るものとする。

二 投票及び開票に関する事項

- 1 投票管理者及び投票立会人並びに開票管理者及び開票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。
- 2 この法律に規定するもののほか、国民投票の投票及び開票に関しては、衆議院比例代表選挙の投票及び開票に関する規定の例によるものとする。

第三 国民投票分会及び国民投票会

一 国民投票分会及び国民投票会

国民投票分会及び国民投票会について必要な規定を置くものとする。

二 国民投票の結果の告示等

- 1 中央選挙管理会は、国民投票の結果の報告を受けたときは、投票総数、賛成投票数及び賛成投票数が投票総数の二分の一を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならないこと。
- 2 内閣総理大臣は、1の通知を受けたときは、直ちにこれを両議院の議長に通知しなければならないこと。

第四 憲法改正国民投票

一 投票期日の議決

憲法改正案の発議があったときは、国会は、両議院の議決により、発議の日から起算して六十日以後百八十日以内において、国民投票の期日を定めなければならないものとする。

二 憲法改正案と国民投票期日の公示等

- 1 一の国民投票の期日の議決がなされたときは、両議院の議長は、直ちに、憲法改正案の発議があった旨、憲法改正案及びその要旨並びに国民投票の期日を公示するものとする。
- 2 両議院の議長は、1の公示をしたときは、直ちにその旨を内閣に通知しなければならないものとする。

三 投票用紙及びその様式

- 1 憲法改正国民投票の投票用紙は、国会の発議に係る憲法改正の議案ごとに調製しなければならないものとする。
- 2 投票用紙には、憲法改正に対する賛成の意思を表示する記号（○の記号）を記載する欄を設けなければならないこと。

四 投票の方式

投票人は、投票所において、国会の発議に係る憲法改正に対し賛成するときは投票用紙の記載欄に○の記号を自ら記載し、これを投票箱に入れなければならないこと。（記載欄に○の記号以外の記載をし、又は何らの記載もしていない場合は、反対票とされるものとする。）

五 投票の効果

- 1 憲法改正国民投票の結果、憲法改正に対する賛成投票の数が投票総数の二分の一を超える場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする。
- 2 内閣総理大臣は、中央選挙管理会より、憲法改正に対する賛成投票の数が投票総数の二分の一を超える旨の通知を受けたときは、直ちに憲法改正の公布の手續を執らなければならないこと。

第五 国政問題国民投票

一 案件の決定

国政問題国民投票に付する案件（国政における重要な問題に関して賛否を問う設問をいう。以下同じ。）は、国会の議決で定めること。

二 投票の効果

国政問題国民投票の結果は、国及びその機関を拘束しないこと。

三 準用

国政問題国民投票の投票期日等、投票用紙の様式及び投票の方式については、第四の一から三までの規定（憲法改正国民投票に関する規定）を準用するものとする。

第六 訴訟

一 国民投票無効の訴訟

- 1 国民投票の効力に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から起算して〇日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。
- 2 1による訴訟の提起があった場合において、国民投票に関する規定に違反することがあるときは、国民投票の成否（憲法改正又は国政問題国民投票に付された案件に対する賛成投票の数が投票総数の二分の一を超えること又は超えないことをいう。）に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効の判決をしなければならないこと。

二 国民投票の成否無効の訴訟

国民投票の成否の効力に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から起算して〇日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。

三 訴訟の処理に係る原則

一又は二による訴訟については、裁判所は、他の一切の訴訟に優先して、速やかにその裁判をしなければならないものとする。

四 国民投票の効果の発生を停止する旨の決定

- 1 憲法改正国民投票においては、一又は二による訴訟を提起した投票人は、訴訟を提起した日から起算して〇日以内に、裁判所に対し、憲法改正国民投票の効果の発生を停止する旨の決定を求めることができるものとする。
- 2 1の効果発生停止の決定は、本案について相当の理由があると認めるときに限りすることができるものとする。
- 3 東京高等裁判所において1の効果発生停止の決定があった場合には、中央選挙管理会は、最高裁判所に即時抗告をしなければならないものとする。

五 訴訟の提起が憲法改正国民投票の効果に与える影響

- 1 一又は二による訴訟が提起されても、その無効判決が確定するまでは、憲法改正国民投票の効果には影響を及ぼさないものとする。
- 2 1にかかわらず、国民投票の結果の告示の日から起算して〇日以内に最高裁判所において4の1の効果発生停止の決定が確定した場合は、憲法改正国民投票の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止するものとする。

第七 再投票及び更正決定

一 再投票

- 1 第六の一又は二による訴訟の結果、国民投票の全部若しくは一部が無効となった場合又は国民投票の成否が無効となった場合（二の更正決定が可能な場合を除く。）においては、更に国民投票を行わなければならないこと。
- 2 第六の一若しくは二による訴訟を提起することができる期間又はこれらの訴訟が裁判所に係属している間は、再投票を行うことができないこと。

二 更正決定

第六の二による訴訟の結果、国民投票の成否が無効となった場合において、再投票を行わずに国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならないこと。

第八 国民投票運動に関する規制

一 投票事務関係者の投票運動制限

- 1 国民投票の投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票に関し賛成又は反対の投票をさせる目的をもってする運動（以下「国民投票運動」という。）をすることができないこと。
- 2 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して国民投票運動をすることができないこと。

二 選管職員の投票運動制限

中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、国民投票運動をすることができないこと。

第九 罰則

次に掲げる罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。

- 1 第八の国民投票運動に関する規制違反の罪
- 2 1のほか、投票干渉罪・投票内容認知罪、投票箱開披及び投票取出罪、虚偽宣言罪、詐偽投票及び投票偽造・増減罪、代理投票等における記載義務違反罪並びに立会人の義務を怠る罪

第十 その他

- 1 国民投票の執行に関する費用は、国庫の負担とするものとする。
- 2 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。
- 3 その他所要の規定を設けるものとする。

第十一 施行期日

この法律は、 から施行するものとする。